

第2次松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画の策定（案）について

1 第2次推進計画策定の趣旨

松本市は、平成21年度にこども部が発足した段階から、子どもの権利、子ども施策推進の理念に当たるものが必要と考え、庁内検討を始めるとともに、平成23年度に「子どもの権利検討委員会」を設置し、子どもの権利擁護推進のために必要な施策、子どもの権利に関する条例等について協議を重ね、平成25年4月に、松本市子どもの権利に関する条例を施行しています。

松本市子どもの権利条例は、子どもが一人の人間として、成長、自立していくために市全体で子どもの育ちを支えていくための共通の基盤となるもので、子ども支援だけでなく、子育てに関わる人たちを支援していく市の指針でもあります。

そして、子どもの権利の実現を目指し、子どもにやさしいまちづくりを総合的、継続的に推進するため、平成27年4月に第1次松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画を策定し、様々な取組みを推進しています。

しかし、現行推進計画は平成27年度から平成31年度までの5年計画であることから、平成32年度以降の新たな推進計画（第2次推進計画）を策定するものです。

2 第2次推進計画の骨子

(1) 位置付け

ア 子どもの権利条例第22条に基づき策定するもので、子どもの権利を実現する、子どもにやさしいまちづくりを総合的、継続的に推進するための「子ども計画」として位置付けます。

イ 「健康寿命延伸都市・松本」を将来の都市像とする「松本市総合計画基本構想2020」および「第10次基本計画」のほか、子どもの権利保障の視点から、子どもに関わる他の計画「松本市教育振興基本計画」、「松本市子ども・子育て支援事業計画」、「地域づくり計画」、「松本市食育推進計画」、「健康づくり計画スマイルライフ 松本21」、さらに、「松本市子どもの未来応援指針」、「松本市いじめ防止等のための基本的な方針」これらの計画等と整合を図りながら策定します。

※ 計画の位置付けイメージ（別紙1参照）

(2) 策定方針

第2次推進計画は、第1次推進計画の基本理念、基本目標、施策の方向、推進施策を継承します。さらに、「子どもにやさしいまちづくり委員会」による推進計画の審議・検証結果や、子どもの権利に関するアンケートの調査結果等から明らかになった課題等について、新たな取組みや重点事業として推進計画に盛り込み、次の段階への移行をめざすことを第2次推進計画の策定方針とします。

(3) 重点事業について

子ども自身の力で解決することが困難である今日的課題（児童虐待、いじめ、貧困、外国由来、LGBT等）への対応については、重点事業として盛り込みます。

(4) 計画期間

平成32年度（2020年）から平成35年度（2024年）までの5年間とします。

(5) 計画の構成

計画の基本的な構成案は下表のとおりとします。

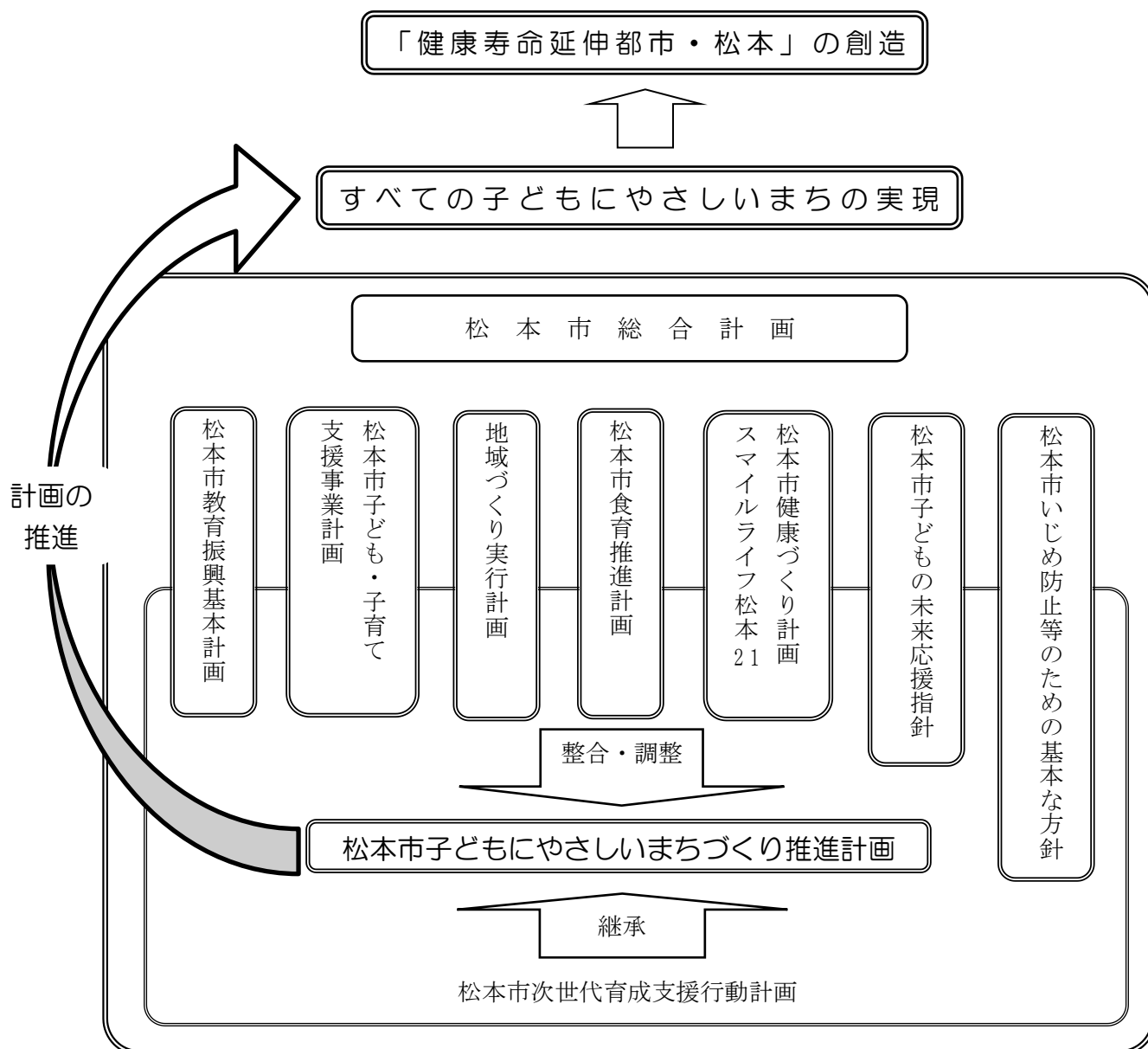
第1章	計画策定にあたって	1 計画の趣旨 2 位置づけ 3 計画期間
第2章	子どもの現状と課題	1 数値（データ）からみた子どもの現状と課題 2 子ども権利に関するアンケート結果からみた子どもの現状と課題 3 第1次推進計画の検証結果（中間報告から） 4 第2次推進計画の策定方針
第3章	計画の基本的な考え方	1 基本理念 2 基本目標 3 施策の方向と重点事業 4 体系図
第4章	推進施策	推進施策、重点事業の内容等
第5章	計画の推進体制と評価	1 計画の推進体制 2 計画の評価及び検証
第6章	資料編	

(6) 体系図（別紙2参照）

3 策定スケジュール

平成31年度		
4月	推進庁内調整会議幹事会	・第2次推進計画（素案）の検討
5月	第9回委員会	・第2次推進計画（素案）の検討
6月	推進庁内調整会議幹事会	・第2次推進計画（素案）の検討
7月	第10回委員会	・第2次推進計画（素案）の検討
8月	推進庁内調整会議	・第2次推進計画（案）の検討
9月上旬	第11回委員会	・第2次推進計画（案）の検討
9月下旬	庁議	・第2次推進計画（案）の協議
10月中旬	市議会教育民生委員協議会	
10月下旬～ 11月下旬	パブリックコメントの実施 （1ヶ月）	
12月	第12回委員会	・第2次推進計画（案）の確認
1月	庁議	・第2次推進計画の確認・決定
2月上旬	市議会教育民生委員協議会	・第2次推進計画の最終報告

計画の位置付けイメージ



第2次松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画 体系図（案）

別紙2

